



事業者
の方へ

技能実習・特定技能 外国人をご紹介します

熱意と情熱を持って日本の技能、技術、知識等の修得に取り組む技能実習生。
医療介護ネットワーク協同組合は、多くの技能実習生を受け入れ、彼らが日本の特定産業分野で活躍できるように支援しています。また、長期就労可能な特定技能外国人は、基礎的な業務知識と日本語能力を持ち、即戦力として業務に取り組むことができます。
当組合では、スムーズな採用、労働法やビザなどの手続き、通訳サービスの提供など総合的なサポートを行い、ベトナム・ミャンマー・インドネシア・ネパール・スリランカ・中国等を中心とした優秀な外国人をご紹介します。



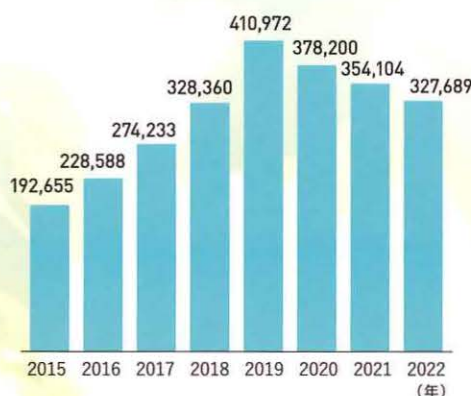
厚生労働省・国土交通省・経済産業省・農林水産省・環境省 許認可 (許1704000019)

医療介護ネットワーク協同組合

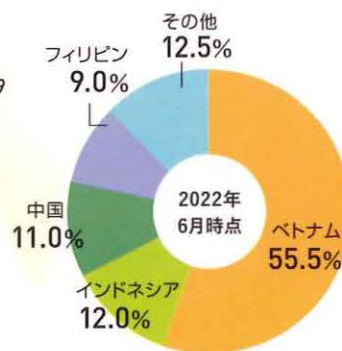
技能実習制度とは

技能実習制度の目的・趣旨は、日本国で培われた技能、技術又は知識(以下「技能等」という。)の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという、国際協力の推進です。技能実習制度の内容は、外国人の技能実習生が、日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図るものです。期間は最長5年とされ、技能等の修得は、技能実習計画に基づいて行われます。

● 技能実習生の推移



● 国籍構成比



※法務省データより

● 技能実習制度の仕組み

技能実習生の受け入れ方は大きく分けて2つあります。企業単独型と団体監理型です。日本企業が、単独で現地の人材を受け入れて実習を実施するのが企業単独型です。監理団体が受け入れ、その団体の会員企業などで実習を実施するのが団体監理型です。多くの場合は団体監理型で実習生を受け入れており(2022年末では全体の98.6%)、送出国、実習を行う受入企業、監理団体、外国人技能実習機構、そして地方出入国在留管理局などが連携して、技能実習を実現しています。

● 受け入れの人数枠

受け入れる技能実習生には上限が定められています。 ※団体監理型

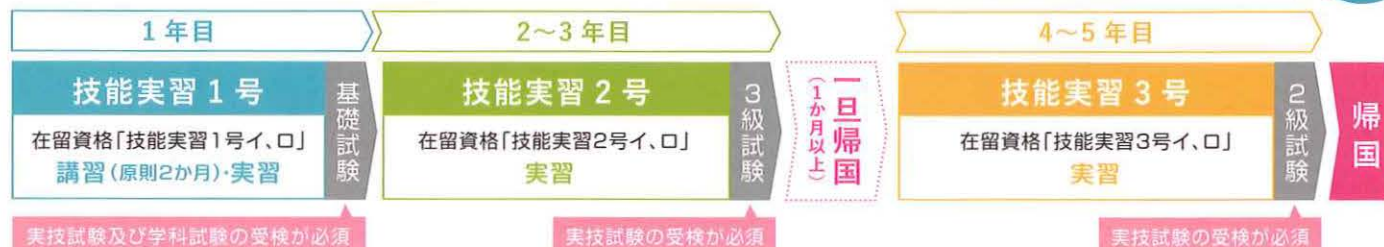
通常の者		優良基準適合者		
第1号(1年間)	第2号(2年間)	第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
基本人数枠				
実習実施者の 常勤の職員の総数	技能実習生の人数			
301人以上	常勤職員総数の20分の1			
201~300人	15人			
101~200人	10人			
51~100人	6人			
41~50人	5人			
31~40人	4人			
30人以下	3人			
		基本 人数枠の 2倍	基本 人数枠の 4倍	基本 人数枠の 6倍

※常勤職員数には、技能実習生(1号、2号及び3号)は含みません。

※右記の人数を超えることはできません。【1号実習生】常勤職員の総数 【2号実習生】常勤職員数の総数の2倍 【3号実習生】常勤職員数の総数の3倍

※特有の事情のある職種(介護職種等)については、事業所管大臣が定める告示で定められた人数となります。

● 入国から帰国までの流れ



5年への
延長が
可能

特定技能

人材確保

出入国管理及び
難民認定法

就
労
ビザ

最
長
5
年
間

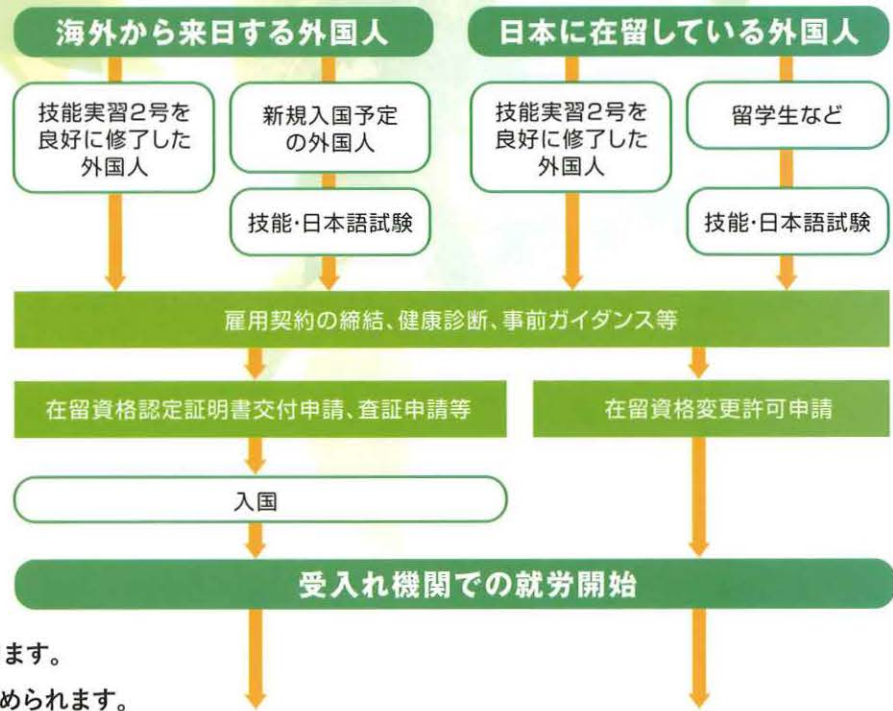
専
門
的
ス
キ
ル

特定技能制度とは

日本国内で人材を確保することが難しいとされる特定産業分野において、一定の専門性や技能を持つ外国人を受入れることで、人手不足を補うことを目的として作られた制度。特定技能外国人は、産業分野において専門的なスキルを持ち、最長5年間、就労ビザの取得が可能。即戦力となる外国人を正規雇用することができます。

● 在留資格「特定技能」について

在留資格「特定技能」は、以下の2種類があります。
ある一定の条件を満たした場合の転職も認められます。



在留資格	技能水準	在留期間	家族の帯同	日本語レベル
特定技能 1 号	働こうとする分野で、相当程度の知識又は経験を必要とする業務に従事	通算上限5年 1年、6か月、または4か月ごとに更新が必要	基本的には認められない	日本語能力試験で確認 (技能実習2号の修了者は試験免除)
特定技能 2 号	働こうとする分野で、熟練した技能を要する業務に従事	上限なし 3年、1年、または6か月ごとに更新が必要	要件を満たせば可能 (配偶者・子)	試験等での確認は不要

※現在「特定技能2号」の外国人を受入れられる産業分野は限定されており、「建設分野」と「造船・船用工業分野」のみです。「特定技能2号」への移行にも所定の試験に合格することが必要ですが、2023年4月時点ではまだ「特定技能2号」の試験実績がなく、今後の動向を注視する必要があります。

● 受け入れの対象分野

日本国内で人材を確保することが難しいとされる特定産業12分野において受け入れ可能。

対象分野	従事する内容
介護業	身体介護等（訪問系サービスは対象外）
ビルクリーニング業	建築物内部の清掃
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業※1	鋳造、鍛造、金属プレス加工、電気機器組立て、溶接
建設業※2	型枠、左官、建設機械施工、鉄筋
造船・船用工業※2	溶接、塗装、鉄鋼、機械加工
自動車整備業	自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備
航空業	地上走行支援、航空機整備
宿泊業	フロント、接客、企画・広報、レストラン、サービス
農業	栽培管理、農産物の集出荷・選別等、畜産農業全般
漁業	漁業機械の操作、養殖業
飲食料品製造業	酒類を除く飲食料品の製造・加工・安全衛生
外食業	飲食物調理、接客、店舗管理



※1…2022年に「素形材産業」、「産業機械製造業」、「電気・電子情報関連産業」の3分野は「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」に一本化されました。

※2…特定技能2号のみ受け入れ可能

「人材育成」と「人材確保」



医療介護ネットワーク協同組合

医療介護ネットワーク協同組合



まずはお気軽にご連絡ください。

TEL 03-6450-1215

〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目4番1号 西新橋ビル2階
FAX 03-6450-1219
<http://www.e-kaigonet.org>

詳細は、法務省
出入国在留管理庁のホームページ
にてご確認ください



2023.08.01